平成２３年（フ）第５３４９号
千葉県市川市中山２丁目16―15―201
債務者　小松　　稔
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３５４号
埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目71―41
債務者　本村　浩晴
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３５５号
東京都杉並区方南１丁目50―９―202
債務者　矢澤身江子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３５８号
東京都北区滝野川５丁目９―５―101
債務者　土山三枝子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３５９号
東京都江戸川区中葛西３丁目29―７―101
債務者　田中　達広
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３６４号
東京都中野区上高田２丁目44―７―201
債務者　新村　哲也
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３６５号
東京都豊島区巣鴨５丁目10―２―101
債務者　有吉福枝こと　姜　　福順
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３６６号
東京都豊島区巣鴨１丁目14―７　青葉ビル９Ｆ
債務者　鈴木　佳孝
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３６８号
埼玉県川越市六軒町２丁目５―３―203
債務者　杉山　　忠
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３６９号
埼玉県さいたま市見沼区大字新堤64―５―201
債務者　阿部　光雄
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３７１号
東京都江東区枝川１丁目５―１―211
債務者　比嘉　眞盛
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３７５号
東京都板橋区赤塚３丁目35―17―101、登録原票上の住所東京都板橋区大谷口北町44―６
債務者　丸山シェーラマリーこと　マルヤマ　シェーラ　マリー　エウセビオ
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３８４号
東京都港区芝浦４丁目５―17―402
債務者　松永　理恵
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９２号
千葉県市原市辰巳台東２丁目９　県営住宅１棟103
債務者　池田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９３号
東京都板橋区板橋３丁目35―５―202
債務者　工藤　克彦
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９７号
東京都大田区大森中３丁目36―３―205
債務者　新屋敷茂子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部